「商標拒絶査定不服審判の証拠に関するQ&A」を発表

2026年1月29日
JETRO北京事務所

2025年12月31日、国家知識産権局（CNIPA）は、「商標拒絶査定不服審判の証拠に関するQ&A」[1]を公表した。

中国の商標審査において、日本の商標審査と異なり、基本的に拒絶理由に対する反論の機会は審査手続上担保されておらず、拒絶理由、すなわち拒絶査定となる。このため、拒絶理由について反論する場合、商標拒絶査定不服審判を請求する必要がある。

同Q&Aは、商標拒絶査定不服審判の請求人が、適切かつ有効な証拠に基づいて証拠資料を提出できるように作成されたものであり、特定の拒絶理由に対して反論する場合の主張の内容及び必要となる証拠資料について紹介されている。同Q&A中、日本の請求人にとって重要と思われる事項は、以下のとおり。

Q1：請求人はどのような側面から、本願商標の登録出願が「使用を目的としない悪意」の登録出願に該当しないことを証する証拠を提出すればよいのか。

請求人は、その登録出願が「使用を目的としない悪意」の登録出願に該当しないことを立証するため、以下の証拠を提出することができる。以下の例はあくまでも参考用であり、通常、単一の証拠のみでは不十分であり、他の証拠と組み合わせて証明力を補強する必要がある。

1 「商标驳回复审案件证据重点问题问答」
https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/202512/t20251231_37000.html
「商標拒絶査定不服審判の証拠に関するQ&A」（和訳）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20251231_1.pdf

1.請求主体の状況（主な事業内容、業種属性、実際に行っている事業等）

2.商標の登録状況（商標出願登録の全般的な状況等）

3.商品・役務の選択（指定商品・役務が事業に必要であることを証明する証拠）

4.使用または使用意図（指定商品・役務における商標の使用状況）

5.必要性および緊急性（権利確定・権利侵害訴訟等の状況）

6.先行事案の引用（先行事案の判断および判断理由）

Q4：本願商標が外国の国名に類似していることを理由に拒絶された場合、拒絶査定不服審判においてどのような証拠を提出すればよいのか。

一般の状況では、請求人が当該国で商標登録出願が登録承認されたことを示す証明書類（当該国の商標登録証明資料であり、商標及び主体がそれぞれ同一であり、商品・役務が同一又は類似）を提出した場合、請求人の関連商品における登録が当該国政府の承諾を得たものとみなすことができる。

特殊な状況では、外国政府が自国における登録を承諾授権とみなさない旨を明確に表明している場合、または承諾授権について他に明確な要件がある場合は、請求人の当該国における商標登録証明資料は当該国政府の承諾と当然にみなされない。

Q５：本願商標が商標法第 10 条第 1 項第 7 号（商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの）に基づき拒絶された場合、拒絶査定不服審判において、どのような証拠を提出する必要があるのか。

1.企業名を含む標章において、企業名と請求人の名義との間に実質的な差異がある場合の例外事由

ここでいう企業名には正式名称、略称、中国語名称、英語名称および名称のピンイ

ンなどが含まれる。標章と請求人の名義との間に差異があっても、請求人が提出した証拠資料により、本願商標が明確に請求人を指し、かつ請求人と一義的に対応する関係にあり、商品または役務の出所について公衆に誤認を生じさせないことを立証できる場合は、同号に該当しない。

2.指定商品の原料、機能、用途などの特徴を表示する記述が含まれるものの、誤認を生じさせるおそれがない場合の例外事由

請求人が指定商品について明確な限定を行い、かつ商標中の識別力がない部分の専用権を放棄する旨を書面で宣言しているときは、商標指定商品の客観的な属性と本願商標の意味内容が一致する。この場合、通常、本願商標の登録および使用が公衆に誤認を生じさせる可能性は低いと認定することができる。

この種の拒絶査定不服審判においては、本願商標に含まれる記述的部分が、指定商品の限定後の商品の原料などの特徴を客観的に表示したものであることを立証する証拠を提出し、これにより本願商標の登録および使用が社会の一般公衆に誤認や誤購入を生じさせる結果をもたらさないことを説明する必要がある。

Q9：本願商標中の外国語文字が不良な影響を有するとして拒絶された場合、拒絶査定不服審判において、その意味合いが一般的ではないことを証する証拠を提出すれば、商標法第 10 条第 1 項第 8 号（社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの）の規定に違反しないと認定されるか。

外国語の意味合いが不良な影響を有する場合、商標として登録・使用することは認められない。拒絶査定不服審判において当該条項を適用する場合、通常、当該外国語の意味合いが中国でどの程度認知されているかは考慮されない。

Q10：出願商標が商標法第 10 条第 2 項（県級以上の行政区画の地名又は公衆に知ら

れている外国地名との抵触）により拒絶された場合、拒絶査定不服審判において、どのような側面から証拠を提出すればよいのか。

「商標審査審理指南」の規定によれば、 請求人が提出した証拠により、「地名が他の意味合いを有し、かつそれが当該文字の地名を指し示す意味合いよりも強い」場合、「商標が地名と他の構成要素から成り、全体として地名よりも強い他の意味を形成する」場合、「商標に含まれる地名が識別力を備えた他の要素と相互に独立しており、地名が単に請求人の所在地を真実に表示する役割を果たすにすぎない」場合は、商標法第 10 条第 2 項の禁止性規定に違反しないと認められる。

Q26：商標法第 22 条（商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品区分及び商品名を明記し、登録出願しなければならない）を適用して拒絶された国際登録商標について、拒絶査定不服審判請求を行う際、どのようにすればよいのか。どのような証拠を提出すべきか。

国際登録出願人が、拒絶された商品・役務について、中国の商品・役務区分の要件に適合するよう限定修正を希望する場合は、以下の手続をとることができる。

（1）WIPO 国際事務局に対し、減縮・抹消などの国際登録の事後手続を申請

（2）商標局に対し、拒絶査定不服審判の審理停止中止を申請（減縮・抹消などの事後手続を申請済みである旨及び相応の証拠を提出）

（3）WIPO 国際事務局が申請人の国際登録の事後手続申請を受領した旨を商標局に通知し、商標局が申請人の当該申請に対して審査し結論を下した後、当該拒絶査定不服審判の審理再開を申請

Q27：商標法第 30 条（先願との抵触）および第 31 条（同日出願）に該当しないことを立証する証拠には、どのようなものがあるか。

請求人は混同を生じさせる基礎が既に存在しないことを証明するため、以下の証拠を提出することができる。

1.本願商標に係る優先権の享受

2.商品・役務の非類似

3.引用商標の権利消滅

4.商標（本願商標および引用商標を含む）の変更または譲渡（同一権利者の所有）

Q28：拒絶査定不服審判において、本願商標が実際の使用において引用商標との間に出所の混同を容易に生じさせないことを証明する証拠を提出することは可能か。

通常は不可能だが、歴史的文献、主流の公的メディアによる報道、行政文書などの証拠により、本願商標が歴史的経緯から申請人と一義的な対応関係を形成し、幅広く安定した関連公衆を有しており、実際の使用において引用商標との間に出所の混同を生じる可能性が低いことが十分に証明できる場合は、商標法第 30 条および第 31 条に該当しないと認定することができる。

Q29：事案の審理中止を申請するには、どのような証拠を提出する必要があるのか。

請求人が審理中止を申請する場合、不服審判請求日から 3 か月以内に、書面による請求を行い、引用商標の登録番号、係属中の手続、本願商標に生じる影響などの具体的な状況を説明しなければならない。また、引用商標の権利状態が確定した後は、請求人は速やかに審理再開の書面請求を行い、相応の証拠を添えて提出しなければならない。

（以上）